

前期分授業料特別免除申請のしおり

【大学院新入生用】

鳴門教育大学
学生課学生係

I. 対象者

教育公務員特例法第26条の規定による大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して修学する者

II. 申請手続

(1) 提出方法 原則として入学手続きのしおりに同封している「入学手続用封筒」で郵送してください。(※8月日程選抜・10月日程選抜合格者は、各自で封筒を用意の上、郵送してください。)
直接窓口への持参による受付も可能ですが、窓口が混雑しますので郵送での手続きにご協力願います。直接持参する場合の受付時間は、8時30分から17時15分までとします。(土日祝日を除く)

(2) 提出期限 8月日程選抜、10月日程選抜及び12月日程選抜合格者
: 令和8年1月9日(金)まで(必着)
2月日程選抜合格者 : 令和8年3月16日(月)まで(必着)
第2次募集合格者 : 令和8年3月24日(火)まで(必着)
※取得に時間を要するため期限までに提出できない書類(公的機関の証明書類等)がある場合は、その書類だけ別途、学生課学生係へ提出してください。期限を過ぎての提出は一切受理できません。

(3) 送付先 (8月日程選抜・10月日程選抜合格者及び公的機関の証明書類等を後日提出する場合)
〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748
「鳴門教育大学 教務部学生課学生係」

(4) 結果通知 令和8年5月下旬(予定)
学生用掲示板(LiveCampus連絡通知・中央掲示板)にて周知し、学生課学生係窓口にて選考結果通知書を交付します。

(5) 注意事項 授業料特別免除申請者は、結果が判明するまでは授業料を納付しないでください。納付した場合は、授業料免除の資格を失いますので注意してください。
※授業料特別免除申請者に対しては、授業料口座振替申込書を提出している場合でも、結果が判明するまでは引き落としは行いません。

なお、教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用しての方で、経済的理由等により『全額免除』を希望する場合は、「前期分授業料免除申請のしおり」を参照の上、別途申請することもできます。

(6) その他 申請書類に関して分からないう�あれば、学生課学生係にお問い合わせください。

電話: 088-687-6119

E-mail: kousei@naruto-u.ac.jp

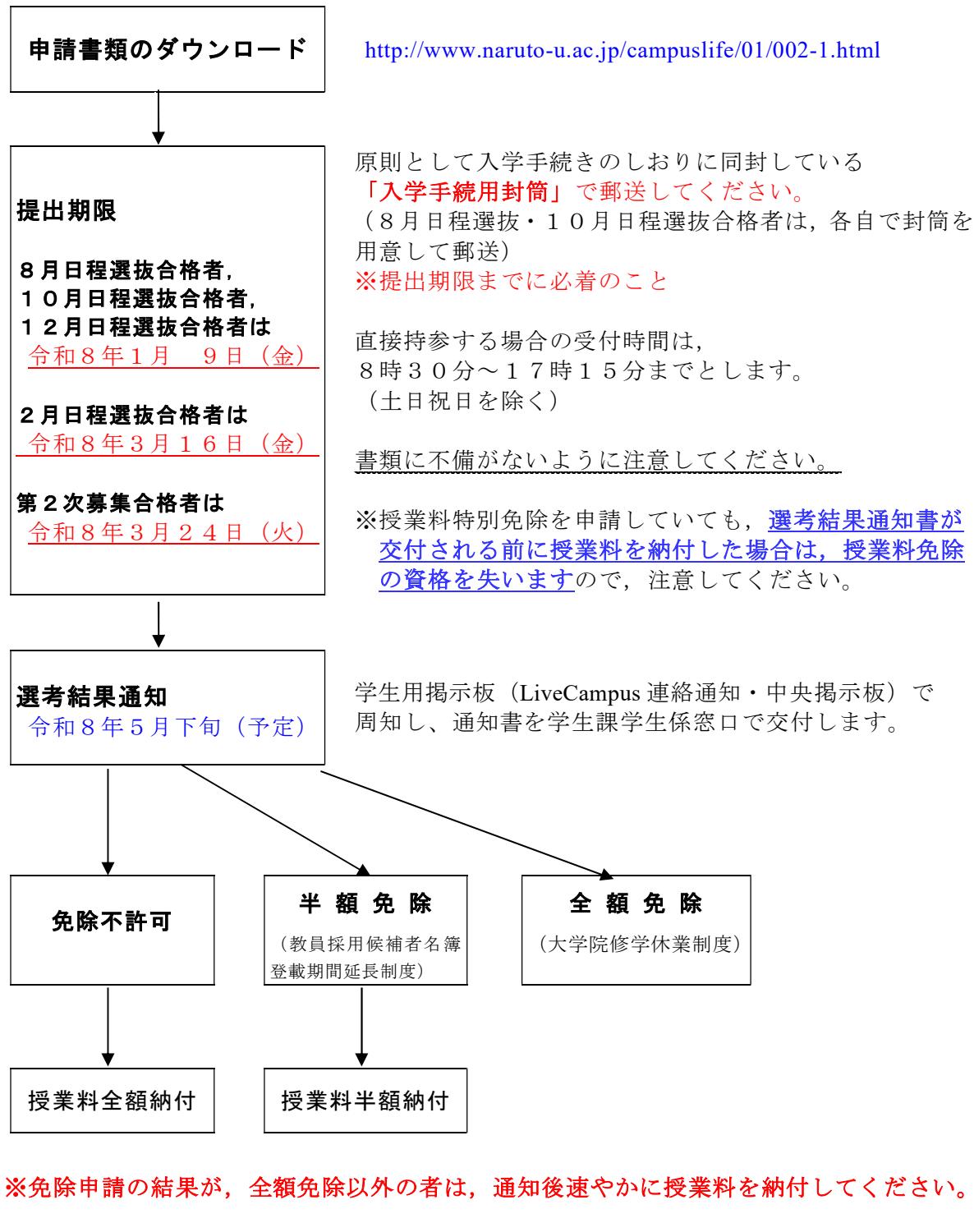
対応時間: 8時30分~17時15分(土日祝日を除く)

III. 提出書類及び注意事項

- (1) 授業料特別免除申請書(※8月日程選抜・10月日程選抜合格者は入学手続き時に提出済のため不要)
- (2) 当該申請者の任命権者等が大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して本学で修学することを許可する書類（具体的には、教育委員会が発行した大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用する旨を記載した辞令等の写し）※提出が期限までに間に合わない場合は、「制度を利用することを証明する書類の提出に係る誓約書」を提出。
- (3) 制度について記載された適用条例、要項等の写し
- (4) 封筒（長形3号）※表面に自分の所属予定のコース名及び氏名を記入したもの



授業料特別免除（前期分）のフローチャート



※提出書類により取得した個人情報は、授業料免除者選考の事務手続きのために利用し、
その他の目的には利用されません。

(R 8 授業料)

授業料特別免除申請書

令和 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属

令和8年度入学

氏 名

下記により授業料免除を受けたいので、許可くださるよう
関係書類を添え、申請します。

記

1. 令和8年度 (前期分・後期分)

2. 免除を受けたい理由 (詳細に記入のこと。)

(注) 氏名は、必ず本人が自署すること。
備考 規格は、A4とする。

(R 8 授業料)

大学院修学休業制度を利用することを 証明する書類の提出に係る誓約書

令和 年 月 日

学生課学生係長 殿

所 属

氏 名

大学院修学休業制度を利用することを証明する書類は、
令和 年 月 日に発行されますので、発行され次第至急
提出いたします。

※発行予定日を確認し記入の上、提出してください。

(R 8 授業料)

教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用する ことを証明する書類の提出に係る誓約書

令和 年 月 日

学生課学生係長 殿

所 属

氏 名

教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用する
ことを証明する書類は、令和 年 月 日に発行されますので、発行
され次第至急提出いたします。

※発行予定日を確認し記入の上、提出してください。